

社会福祉法人 西之表市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西之表市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長報酬 月額 20,000円

勤務実態に応じて支給するものとし、原則週1回出勤し職務を行うものとする。

なお、報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

ただし、月の途中において辞任及び就任した場合には、日割り計算により報酬を支給する。

(2) 監事監査報酬 日額 10,000円

(3) 理事会及びその他会議等への出席 日額 7,000円

(4) 評議員会及びその他会議等への出席 日額 7,000円

ただし、(3)及び(4)の出席については、半日の場合は日額の2分の1の額を支給する。

なお、半日とは、当該職務に従事する日における午後零時を基準として、その前又は後において、当該職務の従事を開始した時刻から終了した時刻までの時間が、休憩時間を含め通算して4時間を超えない場合をいう。この場合において、当該職務に従事するために要する通勤時間は含めないものとする。

2 前項に係る費用弁償は支給しないものとする。

3 役員等が職務のため出張した場合は、本会旅費規程に準じて旅費を支給する。

なお、出張に係る旅費と併せ本条第1項に規定する報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人西之表市社会福祉協議会役員報酬及び費用弁償規程（平成 2 4 年 4 月 1 日）は廃止する。